

胎内市立中条小学校改築事業

基本構想

令和 3 年 7 月
胎内市教育委員会

目次

- 1 はじめに
 - (1) 経緯
 - (2) 基本方針

- 2 中条小学校の概要
 - (1) 沿革
 - (2) 通学区域
 - (3) 児童数及び学級数の推移
 - (4) 施設の概要

3 改築計画

- (1) 改築計画と特性
- (2) 改築計画にあたっての留意点
- (3) 配置計画
- (4) 改築にあたっての基本的な方針
- (5) 計画学級数
- (6) 計画施設・整備規模
- (7) 各諸室整備計画
- (8) 設備計画
- (9) 環境への配慮
- (10) 建物の長寿命化に係る配慮

4 別紙

- (別紙1) 付近見取図
- (別紙2) 配置図

1 はじめに

(1) 経緯

胎内市は平成 17 年 9 月に旧中条町と旧黒川村が合併し、誕生した。中条小学校はその中心部にあり、豊かな人情、穏やかな風土の中で、郷土に学び、「かしこく やさし

く たくましく」を教育目標に、児童の育成に取り組んでいる。地域住民の期待や関心は高く、保護者との連携を密にした PTA 活動や教育環境整備の充実を図る学校後援会活動、学校支援ボランティア活動など活発に展開している。創立 149 年を迎え、歴史と伝統のある学校である。

学校施設においては、昭和 36 年に建設された南校舎は平成 23 年度に耐震補強工事を実施したが校舎の経年劣化が顕著である。昭和 53 年に建設された北校舎についても同年度に耐震補強工事を実施している。いずれの校舎も耐力度調査を実施し耐力度点数が 4,500 点以下との調査結果を受けて改築事業を行うものである。

(2) 基本方針

学校施設は、児童が一日の大部分を過ごす学習・生活の場であり、子供たちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題解決していくことや、様々な情報を見極め再構築し新たな価値につなげていくことなど多様な学習形態に対応できる施設でなければならない。このようなことから児童の意欲を引出し、安心して学ぶことができる学習環境の整備を図る。

また、地域の拠点として社会に開かれた学校づくりを推進し、保護者や地域住民との連携・協働を図るためのコミュニティの拠点としても大切な役割を担うことになることから地域の拠点・開かれた学校の整備を図る。

さらに、災害時には地域の避難施設となる防災拠点としても重要な役割を有していることから、災害に強い学校の整備を図る。

中条小学校は、築 50 年以上を経過し老朽化も著しく、安全性の担保はもちろんであるが、市内他小学校と比較した場合に教育環境の平等性の観点からも環境改善を図るため校舎の改築が必要である。

この「胎内市立中条小学校改築基本構想」は、改築工事に際し「胎内市教育振興基本計画」、「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針（文部科学省）」、「胎内市学校施設の長寿命化計画」に基づき、改築に関わる基本的な方針を示すものである。

① 胎内市教育振興基本計画

◇ 基本理念

～教育は人をつくり、地域をつくる崇高な営み～

◇ 基本計画(4つの目標)

- 健康な心身の醸成
 - ・ スポーツや芸術・文化を楽しむ教育の推進
 - ・ 安全教育と健康教育の推進
- 豊かな人間性の確立
 - ・ 心豊かで広い心を持つ人材の育成
- 確かな学力の修得
 - ・ 学ぶ子どもの育成
- ふるさとを誇りに思う人間の育成
 - ・ ふるさとを学び、ふるさとをつくる教育の推進
 - ・ 安全な環境教育の整備
 - ・ 活力あるコミュニティーの形成

② 令和3年度 胎内市学校教育目標の重点

～地域とともに歩む学校づくり～

- ・ コミュニティ・スクールの充実
- ・ 家庭と地域が連携した社会性の育成
- ・ キャリア教育の推進
- ・ 心豊かな人材の育成
- ・ 学力向上への取組

③ 公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針

◇ 施設整備目標に関する事項

- 公立の義務教育諸学校等施設の老朽化対策を図る整備
- 地震、津波等の災害に備えるための整備
- 防犯対策など安全性の確保を図る整備
- 教室不足の解消等を図る整備
- 教育環境の質的な向上を図る整備

④ 胎内市学校施設の長寿命化計画

◇ 学校施設の目指すべき姿

- 安心安全で快適な教育環境の確保
- 学校運営の将来を見据えた持続可能な学校施設
- 地域の拠点となる学校施設
- 災害時の避難所として、防災機能を高める施設整備

⑤ 中条小学校の教育目標

「かしこく（知）、やさしく（徳）、たくましく（体）」

◇ 重点目標

「自分で考え、楽しんで行動する子」

◇ 重点目標達成のために

- 学び・・・「自分の考えをもち、たのしく学び合う子」
- 心・・・「自分や友達のよさが分かり、進んでかかわる子」
- 健康・・・「めあてを持ち、運動や健康づくりに進んで取り組む子」

2 中条小学校の概要

(1) 沿革

- 明治6年3月 私学校として善良寺に開校
- 明治6年4月 小学中条西高として旧民政局庁舎へ移転
- 明治41年10月 現在地へ移転 中条町立中条尋常高等小学校となる
- 昭和8年11月 西運動場と北校舎完成
- 昭和22年4月 町立中条小学校と改称
- 昭和36年～ 南校舎建設
- 昭和37年3月 南校舎(鉄筋3階建て)完成
- 昭和40年 東運動場及び水泳プール完成
- 昭和47年11月 図書館完成 創立100周年記念式
- 昭和53年～ 北校舎建設
- 昭和54年3月 北校舎(鉄筋3階建て)完成
- 平成17年9月 町村合併により胎内市立中条小学校に改称
- 平成22年 西運動場・東運動場取り壊し
- 平成23年1月 新体育館、児童玄関、中央廊下完成
- 平成23年 耐震補強工事

(2) 通学区域

通学区域（令和3年4月1日現在）
水沢町、表町、新栄町、大川町、本町、西栄町、北本町、東本町、西本町、若松町、二葉町、住吉町、新和町、星の宮町、長橋、関沢、飯角、半山、羽黒、野中、並槻、追分、仁谷野、鴨田、つつじが丘、つくし町

（3）児童数及び学級数の推移

① これまでの児童数・学級数の推移

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
児童数	499	466	460	448	437	424	433	431	411
学級数	16(4)	15(5)	15(6)	15(6)	14(6)	13(7)	13(7)	14(6)	14(6)

※()は特別支援教室数

② 今後の児童数・普通学級数の推移(見込み)

年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
児童数	436	440	453	431	423	413	390	379
学級数	15	14	14	13	12	12	12	12

※学級数は新潟県の基準(令和3年度)「小学校学級編制」による。

1・2年 1学級32人以下、3・4年 1学級35人以下、5・6年 1学級35人以下(下限25人)

※特別支援学級数は見込まないものとする。

（4）施設の概要

① 敷地

校地面積 23,406 m²

(内訳 建物敷地 11,769 m² 運動場 11,637 m²)

② 現有施設

建物	棟番号	構造	階数	建築年月	面積 (㎡)	備考
南校舎	①-1、①-2、⑫-1	RC	3	S36.3	2,935	H23年度耐震補強
図書館	⑬	RC	1	S47.10	227	H23年度耐震補強
北校舎	⑭、⑮	RC	3	S53.3	2,498	H23年度耐震補強
屋内運動場	⑯-1、⑯-2	S,RC	1	H23.3	1,493	H21年度地震改築
昇降口	⑰	S	1	H23.3	533	
プール	—	RC	—	S40	—	25m×13m

※構造：RC＝鉄筋コンクリート造、S＝鉄骨造、W＝木造

※建築年月は一番古いものを記載

③ 教室数(令和3年5月1日現在)

管理諸室	校長室、職員室、技能員室、保健室(心の教室併設)、放送室 印刷室、職員更衣室、資料室③、教材室
普通教室	普通教室⑭、特別支援教室⑮
特別教室	図書室②、理科室②、児童会室、コンピューター室、図工室 伝統教室、家庭科室、音楽室②、生活科室、通級指導教室② 学習室⑤
その他	理科教育センター、給食配膳室②、ボランティアルーム

※○囲みの数字は教室数、○囲みがない室は1室

- ・ 心の教室・・・教育相談、カウンセリングの用途で使用
- ・ 伝統教室・・・校歴室

3 改築計画

(1) 改築計画と特性

① 改築の範囲

南校舎(①-1、①-2、⑫-1)、図書館(⑬)、北校舎(⑭、⑮)、昇降口(⑰)・・・改築
屋内運動場(⑯-1、⑯-2)・・・残置
プール・・・解体のみ

② 校舎の位置

技術提案書に基づき、協議の上決定する。

③ 構造

配置計画と合わせて検討する。

④ 整備スケジュール

令和3年度～令和4年度 基本設計及び実施設計
 令和5年度～令和7年度 仮設校舎設計及び建設工事
 解体工事
 新校舎建設工事
 外構整備工事

※整備スケジュールについては、基本設計の中で詳細が決まるため、今後変更になる場合がある。

(2) 改築計画にあたっての留意点

同一敷地内において学校運営をしながら工事を実施することとなるため、工事による騒音や振動の軽減につながる構造や工法、工事期間中のグラウンドの利用制限が最小限となる計画とすること。

また、新校舎配置計画の検討において、工事期間中の児童及び学校関係者の安全確保についても十分に考慮した計画とすること。既設校舎を積極的に活用し不足教室分の仮設校舎を計画するなどコスト低減を図ること。

(3) 配置計画

- ① 敷地を有効的に利用できるように適正な配置を計画する。
- ② 赤煉瓦門と三遷橋は、現状の場所に残置又は移設する。((別紙2 配置図) 参照)
- ③ 駐車場のスペースを確保する。(80～100台程度)
- ④ 送迎時の円滑な動線を確保し、渋滞解消を図るとともに車両と人の動線が交差しないよう計画する。
- ⑤ 大型バスを含めたバスの進入動線を確保すること。
- ⑥ スクールバスの乗降場所および待機場所を確保する。(中型4台程度)
- ⑦ 校舎の改築が完了した後にグラウンドの整備工事を予定しているため、遊具等の配置についても設置場所を検討する。
- ⑧ 校舎の改築が完了した後に児童クラブの建設工事を予定しているため、予め配慮し校舎の配置を検討すること。

(4) 改築にあたっての基本的な方針

- ① 意欲を引出し、安心して学ぶことができる学習環境

- ・ 多様な学習形態に対応できる施設整備を図る。
- ・ 児童が安心して学習し、豊かな学校生活を送れるように、学校施設の安全性及び快適性に配慮した施設整備を図る。
- ・ 社会の多様化・高度情報化に対応した教育用コンピュータ及び高速インターネット環境を整備し、児童・教員等がICTを活用した授業を展開できるように教育情報化に対応した整備を図る。
- ・ 防犯対策として、防犯設備の整備を図る。
- ・ 汎用品を採用し、維持管理しやすい建物になるよう整備を図る。
- ・ すべての人にやさしいユニバーサルデザイン・バリアフリー化に配慮する。(エレベータの計画にあたっては、給食用コンテナを各フロアに搬入搬出する際にも利用できるようにすること)
- ・ トイレや水飲み場などの基本的な生活環境については、明るく清潔な環境の整備を図る。
- ・ 環境負荷を低減するために、建具・外壁・ガラス等の高気密化や高断熱化、再生エネルギーの導入を図る。
- ・ 雪に対する対策を講じること。(積雪、落雪等)

② 地域の拠点・開かれた学校

- ・ 多目的室(ホール)を整備し、学校と地域の交流の場となるよう教育活動に支障のない範囲及び時間帯で地域住民に開放することを考慮し、開放する部分が管理上、独立して機能できるよう整備を図る。
- ・ つばさっ子ボランティアの活動拠点として、ボランティア室を整備する。
- ・ 家庭科室や音楽室等を開放エリアに機能的に配置し、地域と学校の接点となるよう整備を図る。

※つばさっ子ボランティア・・・中条小学校の児童は、大空に羽ばたくようすくすく成長してほしい

という願いを込め、子どもたちを「つばさっ子」という愛称で呼んでいます。地域の多くの方が

ボランティアとして教育活動を応援してくれています。

③ 災害に強い学校

- ・ 災害発生時においては、児童等の安全を確保するとともに、学校が地域住民の避難場所になっていることから災害に強い建物の整備を図る。
- ・ 停電時における飲料水確保のため、設置可能な部分には直結式給水方式を計画する。
- ・ 天井材や設備機器などの非構造部材については、特定天井だけでなく特定天井に準ずる天井及びその他の天井についても、地震時等に事故や落下・転倒等による危険が生じることのないよう施設の整備を図る。

(5) 計画学級数

建設時(令和5年度)の見込み学級数は、普通学級数が14学級となる。
 特別支援学級数については、令和4年度に確定するため想定として6学級とする。
 ただし、今後の計画段階で変動する可能性がある。

また、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」が
 改正され、令和7年度に全学年35人以下学級となることを考慮し計画すること。

(6) 計画施設・整備規模

用途	小学校		
構造	配置計画と合わせて検討		
整備学級数	普通学級14学級、特別支援6学級 ※学級数の状況により変更有		
計画規模	校舎	6,200 m ² 程度	(現施設 6,254m ²) ※R換算なし

(7) 各諸室整備計画

学級数・児童数等を十分に考慮し、良好な学習環境となるよう計画する。

① 必要諸室

部門	室名	室数	1室面積	面積	開放 エリア	備考
学校関係諸室	普通教室	14	64	896		
	特別支援教室	6	64	384		
	多目的スペース	適宜	適宜	800		少人数学習室と兼ねる
	理科室	1	128	128		準備室含む
	音楽室	2	128	256	○	準備室含む
	家庭科室	1	128	128	○	準備室含む
	図工室	1	128	128		準備室含む
	図書室	1	200	200	○	司書室、準備室含む
	生活科室	1	64	64		普通教室へ転用可能とする
	児童会室	1	64	64		普通教室へ転用可能とする
	教育相談室	1	適宜	適宜		
	多目的室（ホール）	1	450	450	○	トイレ、倉庫等含む
管理関係諸室	職員室	1	200	200		印刷、給湯含む
	校長室	1	64	64		
	保健室	1	84	84		心の教室含む
	校歴室	1	64	64		普通教室へ転用可能とする
	職員会議室	1	適宜	適宜		
	技能員室	1	適宜	適宜		作業、休憩スペース含む
	職員更衣室（男女）	1	適宜	適宜		
	職員トイレ（男女）	1	適宜	適宜		
	ボランティア室	1	適宜	適宜	○	
	放送室	1	適宜	適宜		
	教材室	適宜	適宜	適宜		
	倉庫	適宜	適宜	適宜		
給食コンテナ室	適宜	適宜	適宜			
その他	通級指導教室	2	適宜	適宜		
	理科センター	1	適宜	適宜		
共用部分	昇降口	適宜	適宜	適宜	○ (開放用のみ)	児童・職員・来校者・開放用
	トイレ	適宜	適宜	適宜		多目的含む
	エレベーター	適宜	適宜	適宜		
	廊下・階段	適宜	適宜	適宜		開放時の2方向避難を確保
	給食受入室	1	適宜	適宜		

※必要諸室の面積は参考程度とし、実情に合わせて検討すること。

※上記に記載のない室についても、必要に応じて追加すること。

② 下記に掲げる諸室は特に配慮して計画する。

◇ 昇降口

- ・ 職員用昇降口は、来校者も利用することとし防犯面に配慮するとともに教務
室か
ら来校者が確認できる位置に配置する。
 - ・ 開放用の昇降口は、一般の利用者が利用しやすい位置に配置すること。

◇ 普通教室

- ・ 太陽光を取り入れ、どの場所に座った子どもにも優しい光環境、温熱環境と
なる
ように計画する。
- ・ 1 教室に最大 35 人の児童が学習することになることから、感染症対策の観
点からも机の配置が窮屈にならないよう棚など家具の配置に配慮すること。

◇ 特別支援教室

- ・ 児童の特性に応じた教室環境を整備するとともに、交流学习などに配慮した
教室
配置となるよう計画する。
- ・ 普通教室と特別支援教室の学級数の変動に柔軟に対応できるよう計画する。

◇ 職員室

- 職員室・校長室は、アプローチ部分や来校者及びグラウンドの見渡しがよく、
校内
各所への移動に便利な位置に計画する。

◇ 技能員室

- 作業スペースを確保するとともに、屋外への出入りに便利な位置に計画す
る。

◇ 保健室

- 心の教室を併設し、静かで、良好な日照、採光、通風などの環境を確保し、屋
内外および運動施設との連絡がよく、児童の出入りに便利な位置とし、救急車
など容易に近接できる位置に計画する。

◇ 図書室

- ・ 開放的で自由に本と触れ合える環境とし、調べもの学習や大型モニターの
設置など ICT を活用した学習が行えるように計画する。
- ・ つばさっ子ボランティアによる読み聞かせを行うスペースを計画する。

◇ 多目的スペース

- 「新世代型学習空間」となるよう計画する。また、学習室として使用する
際に児童 が集中して学習に取り組めるよう配置等に配慮すること。

※新世代型学習空間・・・少人数指導に対応できるよう整備された学習スペー

ス。

まとまったスペースを必要に応じ区画して使用することができて、ICTを活用した授業が行えるよう、情報化にも対応した空間で、多様な学習形態に対応できるスペース。

◇ 給食受入室、給食コンテナ室

給食センター方式のため、給食搬入用プラットホームから給食受入室にコンテナを搬入し、エレベータを利用し各フロアの給食コンテナ室に給食用コンテナを運べるよう計画する。給食は各教室で食べるため給食コンテナ室は必要数計画すること。また、給食受入室には、給食配膳員用スペースを確保すること。

◇ 通級指導教室

1階に配置し、利用者の動線に配慮すること。

◇ 多目的教室（ホール）

- ・ 主要構造部又は内装の一部に木材を活用し、温かみと潤いのある空間にする。

る。

- ・ 学校行事や学年集会および地域交流の場として利用できるように計画する。
- ・ 音楽室や家庭科室等の開放エリアと共に有効にスペースが活用できるよう計画すること。

◇ ボランティア室

つばさっ子ボランティアの活動拠点として、開放エリアに配置し多目的教室(ホール)と往来しやすい位置に計画する。

◇ その他

- ・ 掲示物、作品展示などの掲示スペースを十分確保できるよう計画する。
- ・ 三市北蒲原郡地区理科教育センター胎内分所を理科室(準備室)に接続するよ

う

に計画する。

(8) 設備計画

① 安全性

- ・ 児童の諸活動において、その安全性及び健康に問題が生じることのないよう衛生面にも配慮して計画する。
- ・ 天井材、設備機器および学校用家具等の設置及び配置については、地震時等において、落下・転倒等による危険の生じることのないよう計画する。
- ・ 防犯対策において、防犯カメラ・オートロック等防犯設備について計画する。

- ② 機能性
 - ・ 学習、生活等において要求される各室・空間の機能及び環境を確保するとともに、確実な性能の機器を選定し計画すること。
 - ・ 機器設備等はメンテナンス・更新・増設等に柔軟かつ容易に対応できるよう計画すること。
- ③ 防災機能
 - 高圧受電設備は、大雨による浸水等の影響が最小限になるよう設置場所に配慮すること。
- ④ その他
 - ・ 平成30年度に普通教室の設置した空調設備（GHP）は、新校舎でも再利用する。
 - ・ 令和2年度に整備したタブレット収納キャビネットは、再利用する。
 - ・ 教室に配置してある大型モニターは再利用する。

（9） 環境への配慮

省資源・省エネルギーに配慮し、環境に対して負荷の少ない機器や節水型衛生器具を選定するとともに、各室の利用内容や利用状況等に応じてエネルギーを効率的かつ適切に供給することができるように計画する。

- ① 再生可能エネルギーの導入を図る。
- ② 新潟県「公共建築物等における県産材利用推進に関する基本方針」に基づき、耐久性を考慮しながら、木材(県産材)を活用する。
- ③ 機器の選定にあたっては、イニシャルコストおよびランニングコストを考慮し、比較検討を行ったうえで最良と思われるものを計画する。

（10） 建物の長寿命化に係る配慮

工事コスト低減を図るとともに将来の維持管理の低減を図る。

- ① 汎用品の積極的使用
 - 資機材、部品等について、特注品の使用はやむを得ない場合に限定し汎用品の使用を図る。
- ② 維持管理の低減
 - 建物についても、日常のメンテナンスが容易に行えるよう計画する。

(別紙 1)案内図



中条小学校

(別紙 2)配置図

